（イ）中間的追加弁済は、中間的追加弁済をするのに適当な残額があると認められる都度、複数回行うことができるものとする。

（ウ）未確定一般更生債権については、以下の①又は②のうちのいずれか遅い日に、中間的追加弁済を行う。

①中間的追加弁済日

②未確定一般更生債権確定日から３か月以内で管財人が指定する日

ウ　ＣＣ社について

（ア）ＣＣ社の管財人は、基本弁済日以降（基本弁済日を含む。）、資産負債確定日より前であっても、ＣＣ社の現預金の額からＣＣ社が中間的追加弁済日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＣ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除してなお中間的追加弁済をするのに適当な残額があると認められる場合には、当該残額の全部又は一部を弁済原資として、裁判所の許可を得て、中間的追加弁済日に、確定一般更生債権等に対し、確定更生債権額のうち元本等更生債権から基本弁済額を除いた残額に応じ、管財人の定める弁済率により、按分して弁済を行うことができる。

（イ）中間的追加弁済は、中間的追加弁済をするのに適当な残額があると認められる都度、複数回行うことができるものとする。

エ　ＣＦ社について

（ア）ＣＦ社の管財人は、基本弁済日以降（基本弁済日を含む。）、資産負債確定日より前であっても、ＣＦ社の現預金の額からＣＦ社が中間的追加弁済日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＦ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除してなお中間的追加弁済をするのに適当な残額があると認められる場合には、当該残額の全部又は一部を弁済原資として、裁判所の許可を得て、中間的追加弁済日に、確定一般更生債権等に対し、確定更生債権額のうち元本等更生債権から基本弁済額を除いた残額に応じ、管財人の定める弁済率により、按分して弁済を行うことができる。

（イ）中間的追加弁済は、中間的追加弁済をするのに適当な残額があると認められる都度、複数回行うことができるものとする。

（２）最終追加弁済

ア　ＣＰ社について

（ア）資産負債確定日に、ＣＰ社の現預金の額からＣＰ社が資産負債確定日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＰ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除してなお残額がある場合、裁判所の許可を受けたうえで、最終追加弁済日に、当該残額を弁済原資として、確定一般更生債権等に対し、確定更生債権額のうち元本等更生債権から基本弁済額及び中間的追加弁済額を除いた残額に応じ、按分して弁済を行う。

（イ）資産負債確定日に、ＣＰ社の現預金の額からＣＰ社が資産負債確定日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＰ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除して残額がない場合において、最終追加弁済は行わないことについて裁判所の許可を得たときは、管財人は、確定一般更生債権等を有する更生債権者に対し、最終追加弁済を行わない旨の通知を行う。

イ　ＣＭＨ社について

（ア）資産負債確定日に、ＣＭＨ社の現預金の額からＣＭＨ社が資産負債確定日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＭＨ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除してなお残額がある場合、裁判所の許可を得たうえで、最終追加弁済日に、当該残額を弁済原資として、確定一般更生債権等に対し、確定更生債権額のうち元本等更生債権から基本弁済額及び中間的追加弁済額を除いた残額に応じ、按分して弁済を行う。

（イ）資産負債確定日に、ＣＭＨ社の現預金の額からＣＭＨ社が資産負債確定日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＭＨ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除して残額がない場合において、最終追加弁済は行わないことについて裁判所の許可を得たときは、管財人は、確定一般更生債権等を有する更生債権者に対し、最終追加弁済を行わない旨の通知を行う。

ウ　ＣＣ社について

（ア）資産負債確定日に、ＣＣ社の現預金の額からＣＣ社が資産負債確定日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＣ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除してなお残額がある場合、裁判所の許可を得たうえで、最終追加弁済日に、当該残額を弁済原資として、確定一般更生債権等に対し、確定更生債権額のうち元本等更生債権から基本弁済額及び中間的追加弁済額を除いた残額に応じ、按分して弁済を行う。

（イ）資産負債確定日に、ＣＣ社の現預金の額からＣＣ社が資産負債確定日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＣ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除して残額がない場合において、最終追加弁済は行わないことについて裁判所の許可を得たときは、管財人は、確定一般更生債権等を有する更生債権者に対し、最終追加弁済を行わない旨の通知を行う。

エ　ＣＦ社について

（ア）資産負債確定日に、ＣＦ社の現預金の額からＣＦ社が資産負債確定日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＦ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除してなお残額がある場合、裁判所の許可を得たうえで、最終追加弁済日に、当該残額を弁済原資として、確定一般更生債権等に対し、確定更生債権額のうち元本等更生債権から基本弁済額及び中間的追加弁済額を除いた残額に応じ、按分して弁済を行う。

（イ）資産負債確定日に、ＣＦ社の現預金の額からＣＦ社が資産負債確定日以降に支払うべき共益債権の額（ＣＦ社の清算結了までに発生すると見込まれる一切の支出を含む。）を控除して残額がない場合において、最終追加弁済は行わないことについて裁判所の許可を得たときは、管財人は、確定一般更生債権等を有する更生債権者に対し、最終追加弁済を行わない旨の通知を行う。

３　免除

更生会社らに対する確定一般更生債権については、基本弁済及び中間的追加弁済を実施した後、最終追加弁済日（これを行わない場合には、管財人が確定一般更生債権等を有する更生債権者に対してその旨を通知した日）に、それまでに行った基本弁済額、中間的追加弁済額及び最終追加弁済額の合計額を超える部分、並びに、開始後利息損害金（後記第５節の超過弁済等があった場合には当該弁済後の残額）の全額につき、免除を受ける。

第４節　約定劣後更生債権の権利の変更

第１　確定した約定劣後更生債権の表示

確定した約定劣後更生債権は、以下のとおりである。

更生会社：ＣＣ社

債権者数：２件

確定した約定劣後更生債権額：３億０１５６万８４９１円及び額未定

別表：別表８－３「約定劣後更生債権弁済計画表」